

ブロック塀等の改修費用を支援します

宮崎市ではブロック塀等（コンクリートブロック塀、石積、レンガ塀等）の所有者等に除却または建替え(除却+新設)費用の一部を支援いたします。

補助の対象要件、補助内容は以下のとおりです。

1 補助対象となるブロック塀等

高さの基準を下げて、補助対象範囲を拡大しました！！

☆①～③全てに該当するもの

①宮崎市内の災害時避難施設に至る道(避難路)に面するブロック塀等

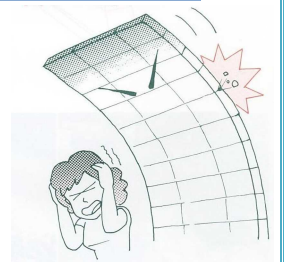
※道路の幅員が4m未満の場合、幅員の確保を求める場合があります。

(敷地の中や隣地との境界等に設置されたブロック塀等は対象となりません)

②道路からの高さが80cmを超えるもの

③宮崎市職員により健全性が保たれていないと確認されたもの

※ひび割れ、破損、変色・風化、塀の傾き、ぐらつきなどで判断します。



2 補助額

① 工事費の見積額

② 除却するブロック塀等の延長1mあたり、12,000円（除却のみの場合）

③ 建替え(除却+新設)するブロック塀等の延長1mあたり、27,000円

☆上記①もしくは②、③の最も低い額に2/3を乗じた額

1敷地あたり **236,000円を上限（消費税対象外）**として補助します。

※原則、基礎及び地表面上全て取り除くこととしますが、塀の高さを80cm以下とし、存置部分の健全性が確保されると判断できる場合は部分除却でも補助対象となります。

◎例えば…

・高さ1.6m、道路に沿って13.5m建っているブロック塀を建替える場合

① 13.5m × 27,000円 = 364,500円

② 工事見積り 350,000円

①364,500円 > ②350,000円

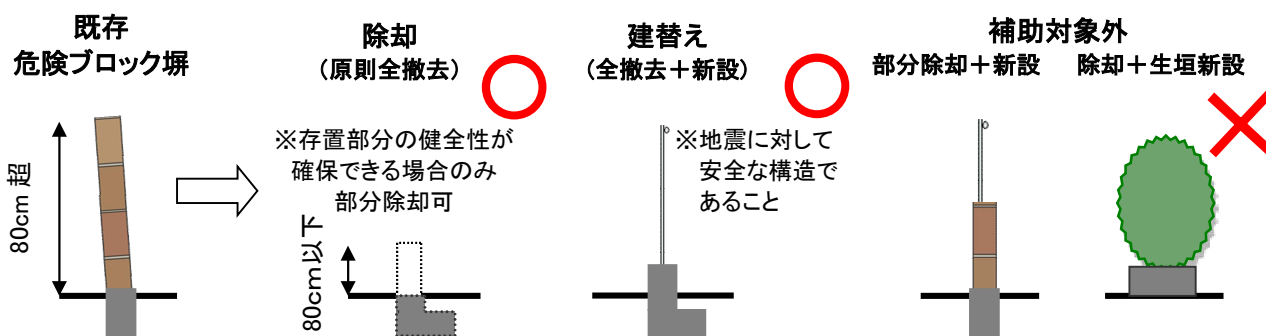
350,000円 × 2/3 = 233,333円 ≒ 233,000円

補助上限236,000円 > 233,000円となり、

233,000円の補助額となります。

※1,000円未満は切捨てとなります。

※補助額を超える工事費については所有者の負担となります。



3 補助の対象となる費用

- ① ブロック塀等の除却又は建替え(除却+新設)工事費用
 - ・新設する塀等は、地震に対し安全な構造であること。
(図面やメーカーのカタログ等資料を申請の際に添付してください。)
- ② 除却したブロック塀等の運搬・処分費用
- ③ ①②に伴う諸経費 (ほかの工事に関する諸経費は除外します)

4 注意事項

- ・ 申込受付期間：令和5年5月22日(月)～令和5年9月29日(金)までとし、令和5年11月30日(木)までに工事完了の確認ができるものが対象となります。
※なお申込受付は『**先着順**』とし、予算額に達し次第受付を終了させていただきます。
- ・ すでに除却されたブロック塀等は対象となりません。
(市からの交付決定通知を受け取る前に工事着手したものも含まれます。)
- ・ 市税の滞納が無いこと。
- ・ 宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団員もしくは暴力団関係者ではないこと。

☆事業の詳しい内容、申請様式等については宮崎市ホームページ

→ 産業・事業者 → 建築 → 耐震・ブロック塀

→ **ブロック塀の安全対策について**



または下記までお問い合わせ下さい。

☆問い合わせ先☆

宮崎市 都市整備部 建築行政課 【安全推進係】

電話：21-1813 E-mail：30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp